２０１３年８月３１日：ＪＲ東日本およびＪＲ北海道あて
「スーパー白鳥号における車内販売員の簡易運転台使用の禁止を求める要望書」について
（回答の催促）

２０１３年８月３１日

〒151-8578　東京都渋谷区代々木2-2-2
東日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ東日本）
　代表取締役社長　冨田哲郎様
　鉄道事業本部長　柳下尚道様

〒060-8644　北海道札幌市中央区北11条西15丁目1-1
北海道旅客鉄道株式会社（ＪＲ北海道）
　代表取締役社長　野島 誠 様
　鉄道事業本部長　豊田 誠 様

〒[redacted]　東京都足立区[redacted]
半沢一宣（自筆署名・捺印）

「スーパー白鳥号における車内販売員の簡易運転台使用の禁止を求める要望書」について
（回答の催促）

　前略失礼いたします。
　先月２８日付でお送りした標記の要望書について、私は今月９日付（１０日に到着）でＪＲ東日本とＪＲ北海道の両社から「事実関係の調査のため回答に猶予をいただきたい」旨のご連絡を頂戴しておりました。
　しかしその後、本日現在、ＪＲ東日本とＪＲ北海道のどちらからも、回答が届いておりません。
　私は、両社がこのまま回答くださらないことで、本件がうやむやのまま幕引きとされてしまうのではないかという懸念を、感じ始めております。

　標記の要望書に記しましたとおり、本件は列車の運転保安すなわち「安全」にも関わる事案です。
　鉄道営業法の第３３条３項には、乗客が列車内で乗客のための設備以外の場所（運転室など）に立ち入った際の刑事罰の定めがあります。この条項が設けられているのは、乗客が列車運転上の安全を脅かす行為を戒めるのが目的と思われます。
　これに準じて考えたとき、鉄道事業者が、（ドア開閉などの運転業務に携わる訳でもない）車内販売乗務員が車内販売業務を遂行するための設備以外の場所（運転室）へ立ち入るのを容認・黙認することに、私は疑問を感じるわけです。
　現状では、車内販売乗務員もしくは車内販売用ワゴンが運転室内の機器に誤って触れてしまったのが原因で「スーパー白鳥号」が青函トンネル内で立ち往生、といった運転事故が発生してしまう不安を払拭できないため、利用者からすると「『スーパー白鳥号』は安心して利用できるのか？」という話になってしまうわけです。
　したがって、ＪＲ東日本とＪＲ北海道の両社が、ＮＲＥの車内販売員が「スーパー白鳥号」４号車の業務用室（構内入換用の簡易運転台）をワゴンの仮置き場として今後も使い続けるのを容認・黙認するのであれば、それは「事故の芽」を摘み取らず放置したまま、列車の運転を行い続けることになるのではないでしょうか。
　ですから私は、ＪＲ東日本とＪＲ北海道の両社が、本件事象に係る説明責任を果たさず

曖昧にしたまま終わらせるのは、鉄道事業者と利用者（国民）との信頼関係にも悪影響を及ぼす、不適切な対応方（不作為）ではないかと考えるわけです。

　標記の要望書について本年９月１０日までに書面によるご回答がいただけなかった場合、私は両社から回答を拒絶されたものと理解し、その旨を国土交通省鉄道局ほか関係各所へ通報・公表させていただくことも検討いたしますので、あしからずご承知おき願います。
　取り急ぎ用件のみにて失礼致します。

以上

記事　レターパック追跡番号と配達完了日および配達郵便局
　　ＪＲ東日本宛て　　第１２６６－３９８３－３３７５号
　　　　　　　　　　　平成２５（２０１３）年9月２日
　　　　　　　　　　　代々木郵便局にて配達完了
　　ＪＲ北海道宛て　　第１２６６－３９８３－３３６４号
　　　　　　　　　　　平成２５（２０１３）年9月２日
　　　　　　　　　　　札幌中央郵便局にて配達完了